

令和元年度第2回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	令和元年5月24日 午後1時30分							
閉会日時	令和元年5月24日 午後2時40分							
場所	五島市役所3階大会議室							
農業委員 出席委員 (12名)			2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男					8	山本 実雄
	9	古里 善秀			11	谷川 基晴		
			14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市			19	山田 勝久		
欠席委員 (7名)	1	南 忠明	6	今里 誠一	7	中村 耕二	10	山下 富雄
	12	奈留 敏弘	13	角田 隆章	18	寺坂 誠一		
推進委員 出席委員 (9名)		野平 荘二		藤田 道則		梁瀬 敏夫		川口 誠一
		中村 利幸		岩谷 聖		片町 利則		深松 誠
		大石 勝						
欠席委員 (13名)		小原 英樹		四辻 嘉之		山田 全		木場 兵次
		出口 傳		寺内 和彦		川端 敏広		中村 誠
		松本 芳一		畑田 幸彦		平山 勇市		吉谷 吾市
		坂井 平人						
署名委員	16	尾崎 初雄	14	上村 孝幸				
事務局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 事務職員：伊東瑞樹 嘱託員：井川勝博							
	分室 富江：伊賀紀子主幹		三井楽：野口作実係長		奈留：村木博信係長			
		岐宿：月川美香主査		玉之浦：平田華子主事				

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 8 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 10 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
	議案第 11 号	農業委員会の適正な事務実施について 1 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 2 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画	可 決
	議案第 12 号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて	可 決
	議案第 13 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

#### □事務局長

それでは、令和元年度第 2 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、1 番南忠明 委員、6 番今里誠一 委員、7 番中村耕二 委員、10 番山下富雄 委員、12 番奈留敏弘 委員、13 番角田隆章 委員、18 番寺坂誠一 委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 12 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日の総会には農地利用最適化推進委員 9 名にも出席いただいていることを申し添えます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

#### ○議長

皆さんこんにちは。今日は欠席者が多いようですが、よろしく願いいたします。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第 2 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

議案第7号

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田、外田1筆 畑4筆 6筆合計8,581㎡  
譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業  
譲渡人： 〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番-〇〇号 〇〇〇〇 無職  
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大する。  
譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないため譲り渡す。  
契約内容： 贈与

次に、5月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第7号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

○議長

次に、議案第7号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑5筆、6筆合計11,137㎡  
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業  
譲渡人： 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職  
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大する。  
譲渡理由： 〇〇県に永住するので甥に贈与する。

契約内容： 贈与

次に、5月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第7号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第8号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。4から5ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用区域からの除外について、です。

議案説明の前に、議案8号の2番及び3番の付近状況図と配置図の印刷が薄くなっておりますので、付近状況図と配置図を別途配布しております。ご確認ください。

それでは、6ページの議案第8号の1番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 257㎡ 第3種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 150mに位置し、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域の第 3 種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、駐車場への進入路を一部切土造成する計画となっております。隣接境界に沿って石積され、申請地は砂利敷きする計画となっております。土砂等流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、露天の駐車場用地として利用しますので近隣農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、駐車台数 11 台を計画しております。雨水排水は敷地内で自然流下とする計画となっております。

次に、7 ページをご覧ください。

議案第 8 号の 2 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 250 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約 930mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、申請地の敷地を碎石舗装とする計画となっております。土砂等流失や崩壊の恐れはなく、露天の駐車場用地として利用しますので近隣農地への日照・通風・耕作等にも影響はないと思われます。また、駐車台数 8 台を計画しております。雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画となっております。

最後に、8 ページをご覧ください。議案第 8 号の 3 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,001 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：生簀網干場、網倉庫用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 60mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、東側から南側にかけての急傾斜は、すでに擁壁が設置され土砂等流失や崩壊の恐れはなく、当該申請地の周囲には、耕作している農地がなく、また露天の生簀網干場及び網倉庫用地として利用しますので近隣への日照・通風・耕作等にも影響はないと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下及び水路放流とする計画となっております。

本案は、おおむね 10ha 未満の規模の区域内にある農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 8 号の 1 番から 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地

区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 8 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案第 8 号の 1 番について、当協議会は去る 5 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 8 号の 1 番  
所 在：〇〇町〇〇番  
申請者：〇〇〇〇  
転用目的：駐車場用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 8 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。  
ただいま議題となりました、議案 8 号の 2 番について、当協議会は去る 5 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 8 号の 2 番  
所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転用者：〇〇〇〇  
転用目的：駐車場用地

本案の申請地は、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 8 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 8 号の 3 番について、当協議会は去る 5 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 8 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：生簀網干場、網倉庫用地

本案の申請地は、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、生簀網干場、網倉庫用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 8 号の 1 番から 3 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」のという発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号の 1 番外 2 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。ページが前後しますが、10、11 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担

の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。9 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 15 筆、畑 68 筆の計 83 筆で、面積が 173,604 m<sup>2</sup>。所有権移転につきましては、畑 3 筆で、面積が 6,421 m<sup>2</sup>となっております。

12 ページをご覧ください。

1 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○  
利用権を設定する者：○○○○  
利用権を設定する土地：畑 1 筆

1 番 2 ○○○○ 畑 1 筆  
1 番 3 ○○○○ 畑 1 筆  
1 番 4 ○○○○ 畑 1 筆  
1 番 5 ○○○○ 畑 1 筆  
1 番 6 ○○○○ 田 1 筆、畑 9 筆  
1 番 7 ○○○○ 畑 1 筆  
1 番 8 ○○○○ 畑 2 筆  
1 番 9 ○○○○ 田 1 筆

以上 1 番 1 から 1 番 9 の面積合計は田 2 筆、畑 17 筆 30,030 m<sup>2</sup>  
すべて新規で、契約内容は 1 番 4、1 番 5、1 番 7、1 番 8 が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。1 番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○  
利用権を設定する者：○○○○  
利用権を設定する土地：畑 1 筆

2 番 2 ○○○○ 畑 1 筆  
2 番 3 ○○○○ 畑 1 筆  
2 番 4 ○○○○ 畑 1 筆  
2 番 5 ○○○○ 畑 1 筆  
2 番 6 ○○○○ 畑 2 筆  
2 番 7 ○○○○ 外 2 名 畑 2 筆

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

2 番 8 ○○○○ 外 2 名 畑 1 筆

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

以上 2 番 1 から 2 番 8 の面積合計は畑 10 筆 27,185 m<sup>2</sup>

すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○  
利用権を設定する者：○○○○  
利用権を設定する土地：畑 12 筆

3 番 2 ○○○○ 畑 8 筆  
3 番 3 ○○○○ 畑 2 筆  
3 番 4 ○○○○ 畑 3 筆  
3 番 5 ○○○○ 畑 3 筆  
3 番 6 ○○○○ 畑 5 筆

以上 3 番 1 から 3 番 6 の面積合計は畑 33 筆 59,181 m<sup>2</sup>  
すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

- 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑 6 筆 17,907 m<sup>2</sup>  
更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田 1 筆 5,535 m<sup>2</sup>  
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 6 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 2 名  
利用権を設定する土地： 田 3 筆、畑 1 筆  
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
- 6 番 2 〇〇〇〇 外 2 名 田 1 筆  
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです  
以上 6 番 1 から 6 番 2 の面積合計は田 4 筆、畑 1 筆 14,657 m<sup>2</sup>  
すべて更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田 2 筆、畑 1 筆 2,255 m<sup>2</sup>  
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 8 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田 3 筆
- 8 番 2 〇〇〇〇 田 2 筆  
以上 8 番 1 から 8 番 2 の面積合計は田 5 筆 14,482 m<sup>2</sup>  
すべて新規で契約内容は使用貸借権となっております。
- 9 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 田 1 筆 2,372 m<sup>2</sup>  
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転を説明します。18 ページをご覧ください。

- 10 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
所有権を移転する土地： 畑 2 筆 1,979 m<sup>2</sup>  
契約内容は売買で対価は〇〇万円となっております。
- 11 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
所有権を移転する土地： 畑 1 筆 4,442 m<sup>2</sup>  
契約内容は売買で対価は〇〇万円となっております。

以上、1 番 1 から 11 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な  
構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

○ ○○委員

4番1の利用権の設定を受ける者の名前は『○○』ですか。『○○』ですか。

□事務局

『○○』になります。

○議長

すみません。印刷の調子がちょっと悪かったですね。『○○』です。  
他にございませんか。

○議長

では、質疑を終わり、採決いたします。議案第9号 利用権設定の1番1から9番、所有権移転10番と11番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号 利用権設定の1番1外30件、所有権移転の10番外1件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。19ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第9号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する土地：畑7筆 14,744㎡

契約内容は、1番1、2、3が賃貸借権、4、5、6使用貸借権となっております。

2番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する土地：田1筆、畑9筆 9,743㎡

- 3 番 契約内容は、賃貸借権となっております。  
利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地：畑 1 筆 2,700 m<sup>2</sup>
- 4 番 契約内容は、使用貸借権となっております。  
利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地：田 1 筆 2,843 m<sup>2</sup>  
契約内容は、賃貸借権となっております。

1 番から 4 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 10 号 農用地利用配分計画に対する意見について 1 番 1 から 4 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番 1 外 8 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 11 号 農業委員会の適正な事務実施について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日お配りの議案をご覧ください。議案第 11 号 農業委員会の適正な事務実施について、平成 21 年 1 月と平成 28 年 3 月に通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき取り組むものです。農業委員会の適正な事務実施を図るため、前年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価を行い、当該年度の活動計画を策定し、また公表しなければならないとされております。

続いて議案の説明をいたします。1 ページをご覧ください。平成 30 年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価案、1 ページでは農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

2 ページをお開き下さい。担い手への農地の利用集積、集約化について、2 番の平成 30 年度の目標及び実績、集積目標 2412.4ha に対して集積実績 2281.6ha ありました。うち新規実績 129.8ha、達成率は 94.57%。3 番の目標達成に向けた活動実績として、7 月から 10 月に利用状況調査、11 月には意向調査を行い、新規の農地所有適格法人、規模拡大を図る認定農業者等に働きかけを行い、また農地中間管理事業による利用集積を進めた。4 番の目標及び活動に対する評価として、農地所有適格法人、認定農業者等の規模拡大に伴うもので、農業委員の活動及び農地中間管理事業も集積に寄与しており、活動を継続することが必要と評価しております。

3 ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、2 番の平成 30 年度の目標及び実績として、参入目標 6 経営体に対して参入実績が 8 経営体、参入目標面積 3ha に対して実績が 5.6ha となっております。これは 3 条申請で新規に農地を利用権設定又は取得した個人や法人を実績としております。3 番の目標の達成に向けた活動実績として、意欲ある農業者等の情報収集に努め、新規就農手順や利用権設定方法等の説明を行った。また 4 番の目標及び活動に対する評価として、新規就農者が目標以上に農業参入できたことは、今後も活動を継続することが必要であると評価しております。

4 ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価では、2 番の平成 30 年度の目標及び実績では、解消目標 76ha に対し解消実績 94.2ha で、達成率は 123.94%。3 番の目標達成に向けた活動実績を申しますと、農地の利用状況調査を調査員 40 名の委員の方々に 7 月から 10 月にかけて行っていただき、調査結果の取りまとめを 10 月から 11 月に事務局で行っております。農地の利用意向調査を 11 月に実施をし、取りまとめを 1 月から 2 月に行っております。調査数 351 筆、調査面積 38.7ha ございました。4 番の目標及び活動に対する評価として、今後も円滑な利用状況調査を行うとともに、遊休農地の有効利用が図られるよう担い手や農地所有適格法人に対する働きかけが必要と評価しております。

5 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応について、平成 29 年度末の違反転用面積は 2ha ございまして、2 番の平成 30 年度の実績も同じく 2ha となっております。3 番の活動実績としまして、委員の日常活動時、地区協議会時、農地利用状況調査時に監視活動を行い、特段の注意を払った。しかし活動に対する評価としまして、解消できませんでしたので、監視活動及び是正指導を強化する必要があると評価しております。

6 ページをお開きください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、農地法第 3 条に基づく許可事務ですが、平成 30 年度の 3 条申請処理及び許可件数は 51 件でございます。農地転用に関する事務は、平成 30 年度の 4 条 5 条申請受付及び総会で意見を付して処理したものは 75 件ございました。7 ページをご覧ください。3 番の農地所有適格法人からの報告への対応について、管内の農地所有適格法人 25 法人中 25 法人から報告がっております。4 番の情報の提供等について、賃借料情報の調査・提供といたしまして、賃借料件数 680 件を平成 31 年 2 月にホームページ及び農業委員会事務局に備え付けております。農地の権利移動等の状況把握は、調査対象件数 2,327 件の取りまとめを 31 年 3 月に行っております。農地台帳の整備は、台帳で管理している 7,898.9ha を随時権利移動等のデータ更新を行っております。

8 ページをお開き下さい。地域農業者からの主な要望及び対処内容について、農地利用最適化等に関する事務としまして、5 項目について 2 月に農業者との意見交換会を開催し、2 月の総会で議決後、市長へ意見書の提出をしております。事務の実施状況の公表は、総会等の議事録の公表についてはホームページに公表しております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見ですが、先程の市長への意見書の提出件数 1 件を記載しております。活動計画の点検評価の公表については、ホームページに公表してございまして、本年も 6 月末までに公表をする予定です。

9 ページをご覧ください。次に令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご説明いたします。このページでは、農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

10 ページをお開きください。担い手への農地の利用集積、集約化について、2 番の令和元年度の目標及び活動計画として集積目標面積 2,363.6ha、うち新規集積目標面積 82ha、活動計画として、農地中間管理事業及び国・県の補助事業の周知を行い、規模拡大農家、農地所有適格法人への利用集積を図る。7 月から 11 月に農地集積推進に向けた農地の管理、利用状況等について意向調査と利用集積活動を行う、としております。次に新たな農業経

営を営もうとする者の参入促進について、2 番の令和元年度の目標及び活動計画として、参入目標数を 6 経営体、参入目標面積を 3ha、活動計画として、後継者及び新規就農者の掘り起こしを進めるため、年間を通して情報収集、発信に努めるとしております。

11 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置として、2 番目の令和元年度の目標及び活動計画について、遊休農地の解消目標面積 76ha、活動計画として農地の利用状況調査を農業委員、推進委員の方 41 名で調査していただいて、調査時期を 7 月から 8 月、事務局での調査取りまとめを 9 月から 10 月に予定しております。調査方法は、管内全域を調査区域とする、委員及び最適化推進委員が、地区の耕作状況を一筆ごとに現地確認をし、分類しながら把握する。また農地の利用意向調査を 10 月から 11 月に行って、事務局での調査結果の取りまとめを 12 月から 1 月に計画しております。違反転用への適正な対応としまして、2 番の令和元年度の活動計画として、7 月から 8 月の農地利用状況調査時に併せた農地パトロールの実施、現確認分の是正へ向けて随時聞き取り調査などを行う、広報誌での周知を行うと計画しております。

以上が平成 30 年度の点検評価及び令和元年度の活動計画です。数値等に変更がありましたら修正して 6 月末までに県への報告及びホームページで公表したいと思っております。説明は以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

数字をただ言っただけなので、後でまた帰ってから中身についてもう一度確認をお願いいたします。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 11 号 農業委員会の適正な事務実施について、1 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、2 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 農業委員会の適正な事務実施について、1 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、2 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 12 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

22 ページをお開きください。議案第 12 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約 1 年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。

あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あつ

せん事業実施要領第3項の規定により作成するように定められております。

あっせんの相手方の要件については、同要領第2項第1号に定められており、要件の1点目は、『その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積が別表第1に定める基準面積を超えるものであること。』、2点目は、『その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。』、3点目は、『その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。』となっております。

また、あっせん譲受け等候補者名簿に登載されますと、農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用集積を行い、農用地の所有権移転をすることができます。この場合、その後の名義変更の手続きを嘱託登記として市で代理して行いますので、司法書士などの代理人に依頼する場合に比べまして手数料等が軽減できるメリットもございます。

なお、本案につきましては5月16日、各地区協議会において審査していただいております。その結果を25ページから53ページの名簿に掲載しております。各地区ごとの候補者数は24ページに記載のとおり、〇〇地区45人、〇〇地区85人、〇〇地区105人、〇〇地区111人、〇〇地区76人、〇〇地区17人、〇〇地区80人、〇〇地区16人、〇〇地区75人、合計610人となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

昨年度よりも2名増えているという結果になっております。

○議長

それでは採決いたします。議案第12号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第13号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第13号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。54ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっていて、手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

55 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 3 筆、畑 9 筆、樹園地 1 筆の計 13 筆で、合計面積は 12,693 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 13 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. 会議等報告・予定について
2. 令和元年度農業委員会重点活動について
3. 農地所有適格者法人要件確認について
4. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第 2 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 2 時 40 分 閉会＝